

愛媛県日本拳法連盟 大会運営規程

第1条（目的）

本規程は、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）が主催、共催又は主管する大会の円滑かつ安全な運営を図るため、必要な事項を定める。

第2条（適用範囲）

本規程は、本連盟が関与するすべての大会に適用する。

第3条（大会の種別）

大会は、次の各号に区分する。

- (1) 主催大会（本連盟が主体となって開催する大会）
- (2) 共催大会（本連盟が他団体と共同で主催する大会）
- (3) 主管大会（本連盟が運営を担当する大会）

第4条（大会要項）

1 各大会の実施にあたっては、大会ごとに要項を作成する。

2 大会要項には、次の事項を定める。

- (1) 名称、主催、共催、後援
- (2) 日時及び会場
- (3) 参加資格
- (4) 競技種別及び区分
- (5) 競技規則及び試合方法
- (6) 安全管理及び保険に関する事項
- (7) 参加申込方法及び期限
- (8) 参加費
- (9) 表彰
- (10) その他必要事項

第5条（大会役員）

1 大会には、次の役員を置く。

- (1) 大会会長
- (2) 大会委員長
- (3) 競技委員長
- (4) 審判長
- (5) 安全管理責任者

(6) 事務局長

(7) その他必要な役員

2 大会役員は、会長が委嘱する。

第6条（大会運営体制）

1 大会の運営は、大会委員長の統括のもとに行う。

2 競技運営は競技委員長が統括し、審判に関する事項は審判長が統括する。

3 安全管理責任者は、事故防止及び緊急時対応を統括する。

第7条（競技規則）

大会の競技は、原則として一般社団法人日本拳法競技連盟競技規則に基づき実施する。

ただし、大会要項により特別規則を定めることができる。

第8条（参加資格）

1 参加資格は、一般社団法人日本拳法競技連盟加盟団体に所属する会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、本連盟が特に認めた団体及びその所属会員は参加することができる。

第9条（審判）

1 審判は、公正中立の立場で試合を裁定する。

2 審判員は、一般社団法人日本拳法競技連盟公認審判員の資格を有する者又はこれに準ずる者とする。

第10条（安全管理）

1 大会においては、安全管理を最優先とする。

2 参加者は、防具の着用その他安全確保に必要な措置を講じなければならない。

3 本連盟は、大会の種別に応じ、応急処置体制、緊急連絡体制その他必要な安全管理体制の整備に努める。

4 大会主催者は、応急処置に必要な救急用品を備えるものとする。

5 参加者に負傷又は疾病が発生した場合、引率責任者又は所属団体は、必要に応じて応急処置、医療機関への搬送その他必要な対応を行うものとする。

第11条（事故対応）

1 大会中に事故が発生した場合は、速やかに応急処置を行う。

2 重大事故については、関係者及び関係機関に報告する。

3 事故の状況について記録を作成し、再発防止に努める。

第12条（参加申込及び費用）

- 1 参加者は、大会要項に定める方法により申込を行う。
- 2 申込締切後の登録内容の変更、キャンセル及び返金は、原則として認めない。ただし、大会主催者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第13条（表彰）

- 1 各競技種別及び区分ごとの優勝、準優勝、第三位に賞状と賞品を授与する。
- 2 三位決定戦を行う場合、敗者には敢闘賞として賞状を授与する。

第14条（個人情報の取扱い）

参加申込書（同意書を含む。）に記載された個人情報については、以下の大会に関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたこととする。

- (1)大会参加意思及び参加人数の確認
 - (2)競技参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
 - (3)参加案内等の送付
 - (4)競技別プログラムの作成
 - (5)賞状等の筆耕
 - (6)競技の結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載
- 2 大会運営に際して取得した個人情報は、適切に管理し、目的外に使用しない。

第15条（大会開催の可否の決定）

- 1 緊急事態宣言が発せられている場合や、自治体からの開催自粛要請が発せられている場合には、大会は中止とする。
- 2 上記以外にも、自然災害の発生等により、安全な大会運営が困難となった場合には、大会は中止とする。
- 3 開催可否の最終判断は大会主催者が行う。

第16条（大会中止時の対応）

- 1 本連盟その他大会主催者の責によらない事由により、大会が中止となる場合、参加負担金等については、中止を決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して、返金の有無・金額等を決定する。
- 2 返還に伴う振込手数料等は、原則として参加者負担とする。
- 3 大会中止に伴う交通費、宿泊費その他の損害について、本連盟は責任を負わ

ない。

第 17 条（補則）

本規程に定めるもののほか、大会運営に関し必要な事項は、大会要項により定める。

附則

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。